

愛正会記念茨城福祉医療センター 感染対策委員会規程

平成26年	4月	1日	制定
平成29年	4月	19日	改訂
平成29年	7年	1日	改訂
平成30年	4月	11日	改訂
平成30年	6月	6日	改訂
平成31年	4月	10日	改訂
令和2年	5月	13日	改訂
令和3年	5月	12日	改訂
令和3年	9月	1日	改訂
令和4年	5月	11日	改訂
令和5年	5月	10日	改訂
令和6年	5月	8日	改訂

(趣 旨)

第1条 愛正会記念 茨城福祉医療センターにおける院内の感染対策の推進を図るため、茨城福祉医療センター感染対策委員会（以下「委員会」と略す）を設置する。

(定 義)

第2条 この規定で、院内感染とは、センター内で体内に侵入した微生物によって引き起こされる感染症および針刺し事故などによる血中ウィルス感染、結核など職務上罹患する感染症をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は第7条に基づき設置する感染管理室と連携し、次の事項を所掌する。

- (1) 感染のサーベイランスに関すること
- (2) 感染対策マニュアルの作成及び点検等に関すること
- (3) 院内の感染等の対策に必要な教育及び啓蒙に関すること
- (4) 各部署の感染対策実施状況の検査等に関すること
- (5) 感染防止のための職員研修の企画運営に関すること
- (6) 感染症の届出、保健所との連携、その対策に関すること
- (7) 感染症及び保菌者の対策および予防に関すること
- (8) 院内の設備、機器類の感染対策に関すること
- (9) その他委員会が必要と認めたこと

(組 織)

第4条 委員は次の者をもって組織する。

- (1) センター長

- (2) 副センター長（1名）
- (3) 歯科医療部長
- (4) 小児外科部長
- (5) 小児科部長
- (6) 療育部長（感染管理認定看護師と兼任）
- (7) ユニット看護課長（C、D、H、外来）
- (8) リハビリテーション部長
- (9) 薬局長
- (10) 検査技師
- (11) 管理栄養士
- (12) 感染管理認定看護師（療育部長と兼任）
- (13) 総務課長

以上、15名

- 2 委員長は、センター長の職にある者が指名したものを充て、副委員長は、委員にある者から委員長が指名する。

（委員長の職務）

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長もしくは委員会で選任されたものがその職務を代行する。

（委員会の開催）

第6条 委員会は、月1回、委員長が召集して開催し、会議の議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、院内感染が発生したとき、発生の恐れがあるとき、又は委員長が特に必要と認めるときは、臨時に委員会を開催することができる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（感染管理室の設置）

第7条 センター長は、感染対策委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内の感染対策を担うため、センター内に感染管理室を設置する。

- 2 前項に規定する感染管理室の組織および運営等については、「感染管理室設置要項」に定める。

（研修の実施）

第8条 感染管理室設置要項に基づき感染管理室は、年2回以上研修と年2回の訓練を実施し職員の感染対策に関する意識の啓発に努めるものとする。

（職員の協力）

第9条 職員は、第3条に掲げる事項に関し、感染管理室から業務の調査、意見の聴取、

報告等を求められたときは、誠意を持って協力しなければならない。

(委員会及び感染管理室事務局)

第10条 委員会および感染管理室の事務局は、総務課に設置する。

附 則	平成26年	4月	1日	より施行する。
附 則	平成29年	4月	19日	より施行する。
附 則	平成29年	7月	1日	より施行する。
附 則	平成30年	4月	11日	より施行する。
附 則	平成30年	6月	6日	より施行する。
附 則	平成31年	4月	10日	より施行する。
附 則	令和 2年	5月	13日	より施行する。
附 則	令和 3年	4月	7日	より施行する。
附 則	令和 3年	9月	1日	より施行する。
附 則	令和 4年	5月	11日	より施行する。
附 則	令和 5年	5月	10日	より施行する。
附 則	令和 6年	5月	8日	より施行する。